

## 声 Voice

朝日新聞 2019年（令和元年）11月25日（月）

### 紙オムツも軽減税率対象に

大学生 豊島 恵

（奈良県 22）

10月1日、消費税が8%から10%に増税されました。併せて軽減税率制度も始まりました。軽減税率の対象となり8%に据え置かれるのは、酒類や外食を除く飲食物品や新聞です。この中には、トイレット、ペーパーや生理用品、紙オムツなどの生活必需品は含まれていません。どんなに日々の生活に欠かせないものでも、軽減税率の対象にはなっていないのです。

大学2年の去年の夏、保育所実習に

行きました。保育所では子どもたちが快適に過ごせるよう、こまめにオムツ替えをしていました。子育てをしている家庭も、オムツ替えは同様だと思われる。保育士を指す者としては、どうしても、毎日大量に使用する紙オムツの税金が気になってしまいます。どこまでを軽減税率の対象に含むのか線引きは難しいですが、未来を担う子どもの人口減少が著しいことも考慮し、もう一度、軽減税率の対象を見直してみてもよいのではないかと感じます。

承諾番号 「19-4979」

※朝日新聞社に無断で転載することを禁じる。